

群馬県山村振興基本方針
(素案・たたき台)

平成 27 年 ○月

群 馬 県

目 次

I	策定の趣旨	1
II	地域の概況	2
	1. 振興山村の概要	2
	2. 自然的条件	3
	3. 社会的及び経済的条件	4
II	現状と課題	7
	1. 山村振興対策の実施状況と評価	7
	2. 山村振興の現状と今後の課題	8
III	振興の基本方針及び振興施策	9
	1. 振興の基本方針	9
	(1) 交通施策に関する基本的事項	9
	(2) 情報通信施策に関する基本的事項	10
	(3) 産業基盤施策に関する基本的事項	10
	(4) 経営近代化施策に関する基本的事項	11
	(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	13
	(6) 文教施策に関する基本的事項	14
	(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項	14
	(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項	16
	(9) 集落整備施策に関する基本的事項	16
	(10) 国土保全施策に関する基本的事項	17
	(11) 交流施策に関する基本的事項	17
	(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	18
	(13) 担い手施策に関する基本的事項	18
	(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	19
	(15) その他施策	19
IV	他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	20
	資料編	21

山村振興基本方針書

都道府県名	群馬県
作成年度	平成27年度

I 策定の趣旨

山村においては、昭和40年の山村振興法（昭和40年法律第64号）制定以来、交通・通信、産業基盤、生活環境基盤、国土保全等の山村振興対策が実施され、山村における産業基盤や生活環境の整備は着実に成果を挙げてきているものの、人口の減少や高齢化には歯止めが掛からず、このままでは、山村地域が支えている国土保全や水源の涵養といった山村の有する多面的な機能の発揮に支障を来すのみならず、山村地域の持続可能性が危ぶまれています。

このような山村の現状を踏まえ、平成27年4月1日に山村振興法の一部を改正する法律が施行され、山村振興の基本理念が新設されたほか、山村振興の目的規定として「山村の自立的発展の促進」と「山村における定住の促進及び山村における著しい減少の防止」が追加されました。また、山村振興の目標として「地域の特性を生かした農林水産物の加工・販売」「地域資源の活用による特産物の生産・育成」「再生可能エネルギーの利用促進」「木材利用の促進」「山村振興に寄与する人材育成・確保」が追加されました。

山村振興基本方針は、こうした山村振興法の基本理念や目的を実現するため、山村振興法第7条の2の規定に基づき本県が取り組むべき山村振興対策の大綱として定めるものであり、市町村が具体的な実施計画となる山村振興計画を策定する際の指針となるものです。

II 地域の概況

1. 振興山村の概要

振興山村は、山村振興法に基づき、要件（林野率0.75以上、人口密度1.16人／町歩未満〔昭和35年林業センサス〕等）を満たしている山村（旧市町村単位〔昭和25年2月1日時点〕）から、都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定することとされています。

本県については、平成27年4月1日現在、次の19市町村（7市6町6村）が振興山村として指定されています。

- ①高崎市（旧烏淵村の区域）
- ②桐生市（旧梅田村、旧飛駒村、旧黒保根村の区域）
- ③沼田市（旧池田村、旧利根郡東村、旧赤城村の区域）
- ④渋川市（旧小野上村の区域）
- ⑤藤岡市（旧日野村、旧三波川村の区域）
- ⑥安中市（旧坂本町、旧細野村の区域）
- ⑦みどり市（旧勢多郡東村、旧福岡村の区域）
- ⑧上野村
- ⑨神流町
- ⑩下仁田町（旧小坂村、旧西牧村の区域）
- ⑪南牧村（旧月形村、旧尾沢村の区域）
- ⑫中之条町（旧沢田村、旧六合村の区域）
- ⑬長野原町
- ⑭嬭恋村
- ⑮高山村
- ⑯東吾妻町（旧吾妻郡東村、旧岩島村、旧坂上村の区域）
- ⑰片品村
- ⑱川場村
- ⑲みなかみ町（旧水上町、旧新治村の区域）

本県の振興山村の概要

区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	35	19	54.3%
面 積	636,316ha	385,057ha	60.5%
人口	2,008,068人	89,002人	4.4%
若年者比率(15～29歳)	14.5%	11.1%	—
高齢者比率(65歳以上)	23.4%	34.2%	—

(注) 市町村数は、平成27年4月1日現在。面積は、2010年世界農林業センサス。

人口は、平成22年国勢調査。

2. 自然的条件

ア 地理、地勢

本県は、本州のほぼ中央に位置し、東を栃木県、北西を長野県、南を埼玉県、北東を福島県及び新潟県に接しており、その地形は、空に舞う鶴の姿に似ており、首は南東に向かい、尾は北西に広がっています。

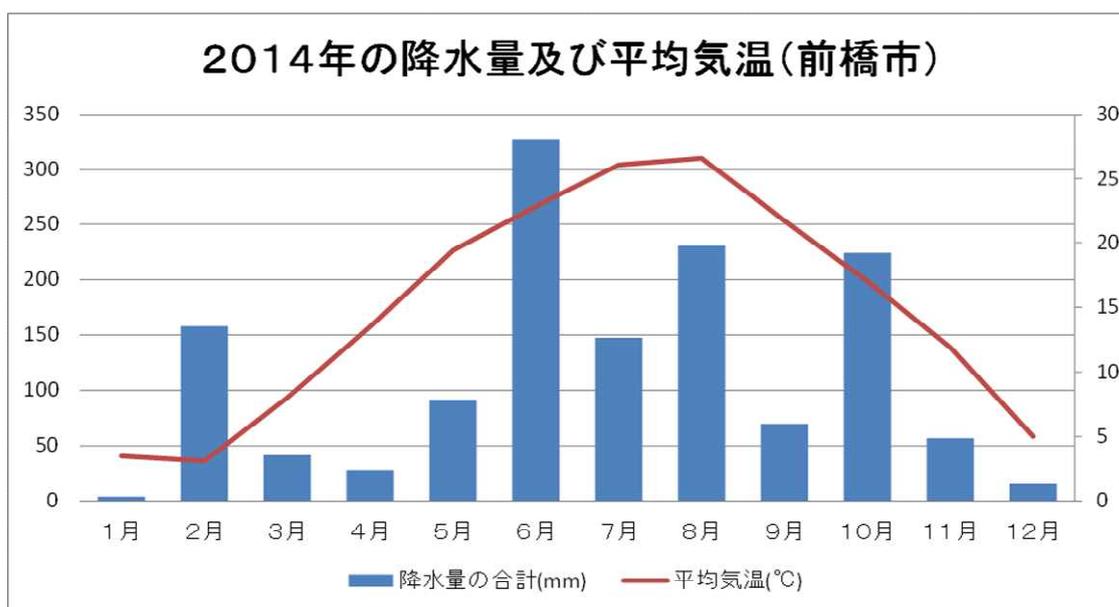
県土の約3分の2が丘陵山岳地帯であり、東には足尾山地、北西部には2,000m級の三国山脈、南西部には関東山地を擁し、これらの山岳地帯を源にして南下する利根川とその支流の流域が形成する関東平野の西北端に位置する内陸県です。

本県の総面積は6,362.28㎢(平成26年全国都道府県市区町村別面積調)であり、県土に占める森林面積は425千haで林野率は67%と関東地方においては、最も高い森林面積及び林野率となっています。(平成26年版群馬県森林林業統計書)

なお、本県の振興山村は、主に県の周辺部に位置しており、県土総面積の約60%を占め、その約83%が森林におおわれ、起伏の大きい急峻な地形を形成しています。

イ 気候

本県における気象は、全般的には大部分が太平洋型の内陸的な気候に属し、冬季は「からっ風」と呼ばれる乾燥した季節風におおわれ、夏季は雷が多く発生します。北部地域においては、多量の降雪が見られるなど、日本海型の気候となっています。降雪の少ない他の地域においても、冬季における気象は厳しく、農作物等に降雪等の被害がしばしば見られます。



(気象庁過去の気象データより作成)

3. 社会的及び経済的条件

ア 人口の動向

本県の人口は、昭和40年の1,605,584人より増加傾向となり、昭和60年には1,921,259人、平成7年に2,003,540人となり、初めて200万人を超えました。平成12年には平成7年と比べて1.1%増となり2,024,852人となったものの、平成22年には2,008,068人となり平成12年から比べて0.8%の減少となりました。

振興山村では昭和40年に155,835人、平成12年には106,257人、平成22年には89,002人と県全体とは対照的に一貫して減少傾向にあり、昭和40年から比べて42.9%も減少しています。

一方で、振興山村の高齢化率は平成22年には34.2%と昭和40年の7.8%に比べ大幅に増加しており、平成22年の3階級別人口構成をみると、15歳未満が9,165人(10.3%)、15歳～64歳が49,303人(55.4%)、65歳以上が30,478人(34.2%)となっています。これを昭和40年と比較してみると、15歳未満が81.7%の減少、15歳～64歳が47.4%の減少、65歳以上が150.7%の増加となっています。

【資料編：表－1 振興山村市町村の人口動向】

年齢階層別人口の動向

区 分		昭和40年		昭和60年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		H22/940 人口増減率
		人口	構成比											
振興山村	0～14歳	50,027	32.1%	23,981	19.8%	20,198	17.4%	14,282	13.5%	11,598	11.7%	9,185	10.3%	-81.7%
	15～64歳	83,653	60.1%	78,512	64.8%	73,866	63.6%	62,118	58.6%	56,086	56.8%	49,303	55.4%	-47.4%
	15～29歳	30,280	19.4%	20,365	16.8%	18,071	15.8%	15,454	14.8%	12,795	13.0%	9,850	11.1%	-67.5%
	30～64歳	12,166	7.8%	18,760	15.6%	21,899	19.0%	29,590	27.9%	31,078	31.8%	30,478	34.2%	160.7%
	計	155,835	100.0%	120,843	100.0%	116,063	100.0%	106,063	100.0%	98,785	100.0%	89,002	100.0%	-42.9%
全 県	0～14歳	423,874	26.4%	424,829	22.1%	329,980	16.5%	308,895	15.2%	291,995	14.4%	275,225	13.7%	-35.1%
	15～64歳	1,071,433	66.7%	1,281,535	66.7%	1,380,039	67.9%	1,346,441	66.5%	1,314,259	64.9%	1,251,800	62.3%	16.8%
	15～29歳	427,828	26.8%	385,879	19.0%	411,171	20.6%	388,591	19.1%	392,100	16.4%	290,994	14.6%	-32.0%
	30～64歳	110,277	6.8%	214,871	11.2%	318,425	15.9%	387,117	18.1%	418,909	20.8%	470,520	23.4%	328.7%
	計	1,805,584	100.0%	1,821,259	100.0%	2,003,540	100.0%	2,024,852	100.0%	2,024,135	100.0%	2,008,068	100.0%	25.1%

資料：国勢調査、一部山村地域は振興山村基礎調査

注)年齢不詳者がいるため、各階層の人口の和は計と必ずしも一致しない。

昭和40年の人口については、概み替え前の国勢調査人口である。

振興山村の人口については、倉賀野大字三ノ倉(高崎市)、中之条町大字折田(中之条町)の全域を含めた人口である。

イ 産業構造の動向

振興山村の産業別就業者数の割合で見ると、昭和40年には第一次産業従事者の割合が振興山村全体のうち56.1%を占めていましたが、平成22年にはわずかに17.6%となり大幅に減少しています。一方で、第三次産業従事者の割合は昭和40年には25.5%でしたが、平成22年には58.2%と第一次産業従事者とは対照的に大幅に増加しています。

また、振興山村全体の就業人口は、昭和40年には75,379人でしたが、平成22年には43,978人となり、41.7%も減少しています。

振興山村の産業別人口

単位:人

区 分	昭和40年		昭和60年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		H22/S40 人口増減率	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比		
振興山村	第1次産業	42,288	56.1%	17,283	26.6%	14,335	22.6%	11,130	18.9%	9,813	18.9%	7,739	17.6%	-81.7%
	第2次産業	13,874	18.4%	19,860	30.6%	19,780	31.5%	17,008	28.6%	12,817	24.7%	10,208	23.2%	-26.4%
	第3次産業	19,188	25.5%	27,389	42.4%	28,877	45.7%	30,599	52.1%	29,229	58.2%	25,801	58.2%	33.6%
	計	75,379	100.0%	64,534	89.6%	62,992	100.0%	58,757	100.0%	51,872	100.0%	43,978	100.0%	-41.7%
全 県	第1次産業	279,897	38.7%	124,072	12.9%	63,222	7.9%	71,815	8.9%	68,291	8.5%	51,901	5.4%	-81.1%
	第2次産業	250,521	31.0%	376,044	39.2%	401,218	39.2%	378,958	36.4%	332,889	32.8%	297,840	30.6%	18.0%
	第3次産業	281,664	34.7%	458,342	47.7%	564,569	59.7%	584,534	56.2%	608,986	60.0%	585,636	60.7%	107.8%
	計	812,538	100.0%	968,089	100.0%	1,050,845	100.0%	1,040,290	100.0%	1,015,578	100.0%	965,403	100.0%	18.8%

資料:国勢調査、一部山村地域は振興山村基礎調査

注)計には分類不能の産業も含むため、各産業の人口の和は計と必ずしも一致しない。

昭和40年の人口については、繰り替え前の国勢調査人口である。

平成12年は振興山村基礎調査の調査項目対象外である。

ウ 土地利用の状況

本県の振興山村の林野率は83.2%であり、耕地等の面積の割合は、2.4%となっています。

土地利用の状況

年度	振興山村							
	総土地面積 ①	経営耕地面積 ②				②/①	林野面積 ③	③/①
			田	畑	樹園地			
H12	378,184	10,165	1,644	7,983	538	2.7%	319,158	84.4%
H17	377,885	8,329	1,192	6,782	351	2.2%	317,088	83.9%
H22	385,057	9,203	1,159	7,665	373	2.4%	320,493	83.2%

年度	県全体							
	総土地面積 ①	経営耕地面積 ②				②/①	林野面積 ③	③/①
			田	畑	樹園地			
H12	636,316	54,886	22,760	28,766	3,359	8.6%	406,635	63.9%
H17	636,316	47,961	20,515	25,216	2,229	7.5%	406,290	63.9%
H22	636,316	44,537	18,713	23,791	2,033	7.0%	405,899	63.8%

資料：世界農林業センサス、農林業センサス、山村カード

エ 財政の状況

本県の振興山村町村の財政力指数（平成24～26年度の平均）は、0.39（不交付団体である上野村を除くと0.35）となっており、本県全体の0.72と比較して低くなっています。

II 現状と課題

1. 山村振興対策の実施状況と評価

本県では山村振興法に基づき、昭和40年から47年にかけて高崎市、桐生市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、長野原町、嬭恋村、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町の19団体の全域、またはその一部（7市6町6村：平成27年4月1日現在）が振興山村として指定されています。

本県の振興山村は県央の都市を囲むように北東、北西、南西部に位置する農山村で、水源地域でもあり、優れた自然環境と豊かな観光資源に恵まれた地域であります。急峻な地形のため交通体系や生活環境等の整備水準は他の地域に比べて低位な状況にあります。

また、本県振興山村は、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（以下「特定農山村法」という。）に基づく地域指定を受けている団体が多くなっています。

山村振興計画については、第一期から第三期期間（昭和41年度～平成6年度）については全ての市町村が計画策定を行っており、新対策（第四期：平成3年度～平成13年度）については2市を除く25市町村が策定、第五期（平成11年度～平成20年度）については2市3町10村の15市町村が策定し、第六期（平成17年度～平成26年度）については1村を除く18市町村が計画を策定しています。

昭和40年に山村振興法が制定されて以来、第一期対策では産業基盤、生活環境整備水準の地域格差の是正を主眼として、第二期対策では地域格差の是正に加え、緑地空間の利用開発を主眼に、第三期対策では若者を中心とする定住条件の整備を中心に、第四期（新計画）対策では保全施策と生活環境等の整備を推進する開発施策を主眼として、第五期対策では、山村振興は都市住民を含めた国民全体に関わる重要な課題という認識の下に、他地域との連携や交流施策を主眼として対策が進められてきました。

山村振興対策事業の実績

（単位：千円）

対策（対策期間）	計画額	実績額	進捗率（%）
第一期対策（昭和41～51年度）	21,131,103	21,774,754	103.0
第二期対策（昭和48～60年度）	61,867,042	87,679,601	141.7
第三期対策（昭和55～平成6年度）	128,822,012	193,540,322	150.2
新対策（平成3～13年度）	330,641,754	202,062,240	61.1
第五期対策（平成11～20年度）	124,592,824	48,231,812	38.7
第六期対策（平成17～26年度）	197,374,698	113,319,868	57.4
累 計	864,429,433	666,608,597	77.1

※第六期対策は平成25年度までの実績を記載

実績を施策区分別にみると、「国土保全」が 212,508,847 千円（31.9%）で全体の約 1/3 を占め、以下「交通」166,179,639 千円（24.9%）、「産業の生産基盤」140,389,741 千円（21.1%）「社会生活環境」72,386,639 千円（10.9%）の順となっており、山村振興事業ではこれまで治山事業、地すべり対策事業や農林道を含む道路整備を中心とした、国土保全や産業の生産基盤関連事業、交通施策に重点が置かれ実施されてきました。近年では上・下水道整備や消防施設整備など社会生活環境施策の割合が高くなっています。

第一期から第五期まで続いた山村振興対策では主に国土保全施策や産業の生産基盤関連事業、交通施策といったハード面での整備に重点を置き、農林道を含む道路整備による生活の利便性の向上や農林業の生産基盤の整備による生産力の増加が図られ、その成果として、振興山村と都市部との生活環境の格差縮小という形で現れてきました。

また、個性ある魅力的な地域づくりを目指し、都市との交流事業やイベントの開催など、ソフト事業への積極的な取り組みが行われており、地域の活力を取り戻すきっかけとなっています。都市と山村との交流が積極的に行われた地域では、観光を主体とした新たな地域産業創設等の施策も行われています。

2. 山村振興の現状と今後の課題

過去6期にわたり山村振興対策が実施され、山村の生活環境は向上してきましたが、少子高齢化の進行と人口の流出には歯止めが掛からず、就業機会の不足、教育を巡る環境の問題など依然として多くの課題を抱えています。

また市町村合併等により一部指定の振興山村となる市町村が増えることで、市町村内の交流施策がますます重要となります。

今後の山村振興に当たっては、振興山村と都市部との格差是正という視点ではなく、振興山村が持つ地域の独自性や伝統文化といった魅力を都市部の住民に積極的に発信するとともに、地域に住まう人々が誇りを持って住み慣れた地域に住み続けることができ、U・I・J ターンによる振興山村への人の還流と定住の促進を目指し、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得と雇用の確保や介護サービスの確保等による住民福祉の向上等を図るため、総合的な対策を講じていくこととします。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1. 振興の基本方針

本県の振興山村は、豊富で新鮮な野菜をはじめとする食糧生産基地として、農林生産物の安定供給に大きな役割を果たすとともに、利根川水系の水源地域を占め、首都圏をはじめ下流域の水瓶として、農業・工業用水の供給と生活用水の供給及び国土保全機能を通じて自然災害から下流地域を守る役割を果たしてきました。

また、豊かな自然環境や地域に根ざした方言・伝統芸能といった独自の優れた文化が残る振興山村は、都市に暮らす住民に自然とのふれあいや心の潤いを与える貴重な機会を提供する観光・レクリエーションの場として位置づけられてきました。

このように多様な役割を担う振興山村は、公益的機能を持つ貴重な地域であり、県民共有の財産であるため、次の世代にしっかりと引き継いでいく必要があります。

しかしながら、少子高齢化の進展や人口の流出に加え、国の将来人口推計によれば今後は、高齢者人口も含めた更なる人口減少が予想されており、振興山村を取り巻く状況は一層厳しさを増しています。

こうした山村地域が有する役割や課題等を考慮し、各地域の特徴を生かした住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進による移住・定住の促進等により、持続可能な振興山村の実現を目指し次の3つの基本目標を掲げ、以下の基本的事項を実施します。

基本目標

- 「くらし」を支える
- 「なりわい」を守り、生み出す
- 「ひと」を育てる

(1) 交通施策に関する基本的事項

本県の振興山村の多くは中山間地域に位置し、地域中心都市への連絡時間の短縮は大きな課題であり、交通体系の整備は、振興山村の産業振興や定住促進の根底をなすものです。このため、都市と振興山村とを結ぶ基幹的な国道、主要地方道や高速交通体系とのアクセス整備など広域的な道路ネットワークの形成を図り、効率的で効果的な道路整備を推進します。なお、交通体系の整備と併せて地域住民の多様な交通手段の確保を図ります。

また、基幹的な市町村道のうち、国土交通大臣が基幹道路として指定した道路については、必要に応じ県が市町村に代わってその整備を進めます。

主な施策

- ・ 産業の振興や地域間交流を促進する道路の整備
- ・ 落石対策や歩道の整備など生活道路としての交通安全を確保する道路整備
- ・ 鉄道、バス等生活交通の維持・確保への支援
- ・ 基幹的な市町村道の県代行整備

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

本県の振興山村における情報通信施策については、新しい情報通信技術の活用により、安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、保健・医療・福祉、防災・安全、住宅など様々な分野で情報化を図るとともに、振興山村の時間的・距離的な条件不利を克服する手段として、情報通信基盤の整備を推進し、広域的な情報通信ネットワークの構築等により情報格差の解消に努めます。

また、高度情報通信社会において、県民誰もが安心して、楽しく、豊かに生活できるよう、情報リテラシーの向上を図る環境整備を進めます。

主な施策

- ・ 地域の情報化の推進
- ・ 高度情報通信社会を担うひとづくり
- ・ 情報通信基盤の整備

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

本県の振興山村の基幹産業である農林業は、地形的な制約等から経営形態や生産物等において大きな制限を受けている。振興山村の農林業を維持・育成していくため、生産面の基盤整備を進めるとともに、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を有する農山村社会を維持発展させていく視点からの整備も図る必要があります。

山村振興のための農林業だけでなく、農地・林地が生み出す公益性を守り育てるための農林業の意義を明確にし、総合的な対策を講じていくものとします。

ア 農業について

農地の確保及び有効利用を図るため、優良農地の整備、確保、生産環境施設の用地の創出等、生産と生活両面で調和のとれた計画的な土地利用の確保を図るとともに、耕作放棄地の活用及び縮減に努めます。また農業生産活動の維持に資する各種制度が、適切かつ円滑に実施されるよう実施体制の整備や支援内容の充実を図ります。

ほ場整備、かんがい排水や農道などの農業生産基盤を整備するとともに、農村の社会生活環境の改善を行い、基幹的農道や農道網、農業集落排水施設整備等を総合的・計画的に実施します。

なお、市町村が管理する基幹的な農道のうち、農林水産大臣が指定した農道については、必要に応じて県が市町村に代わってその整備を進めます。

イ 林業について

林業経営の近代化と合理化により林業の生産性、収益性の向上や森林の総合的な活用を図るため、林業構造改善対策を推進するとともに、林産物の生産・流通・加工に至る一貫した流通システムの確立を図ります。また振興山村の生活の利便性、

森林の合理的な管理・経営など振興山村の活性化を図るため、林道網の総合的整備に努めます。

なお、市町村が管理する基幹的な林道のうち、農林水産大臣が指定した林道については、必要に応じて県が市町村に代わってその整備を進めます。

さらに、本県振興山村の森林は国土の保全、水源のかん養等に重要な役割を担うとともに、保健休養や教育文化活動、レクリエーションの場としての優れた観光資源でもあります。このため自然環境の保全に留意しつつ、適切な管理、整備により、森林資源の積極的かつ有効な活用を図ります。

主な施策

- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備、農道整備等の農業生産基盤整備、耕作放棄地の抑制・活用対策
- ・ これまで整備されてきた水利施設等の適切な保全管理・計画的な更新整備
- ・ 計画的な森林整備の推進、林道等の整備による林業生産基盤整備及び森林病虫害対策や林野火災防止の推進等森林の保全管理
- ・ 基幹的な農道、林道の県代行整備

(4) 経営近代化施策に関する基本的事項

本県の振興山村の基幹産業である農林業については、不利な生産条件や国内外の競争の中で、現状のままでは産業として成り立つことが困難な状況に置かれています。そのため、農林業の衰退への対応と地場産業の育成を視野に入れた、新たな対策を行います。

また従来からの企業立地の促進に加え、農産物の加工・販売に取り組む起業支援の強化を図るとともに、優れた自然環境や文化財等、豊富な観光資源を活用するために広域的ネットワーク化を図り、地域の特性を活かした新たな観光資源の開発、整備を推進します。

なお、振興山村の貴重な財産である自然環境の保全に十分留意しつつ施策を講じていくものとします。

ア 農業について

地理的条件で不利である振興山村では、観光など他産業との有機的な結合をはかることにより、地域の特性を活かした高付加価値・高収益な農業への転換が求められています。

消費者ニーズの高い安全で安心な農産物の提供等に努め、付加価値の高い農業を推進するとともに、施設園芸・果樹栽培等労働集約型農業を中心とした農作物の導入、生産出荷体制の合理化、経営基盤の強化、生産技術開発などを行い、収益性の高い農業の展開を図ります。

また、美しい農村景観や恵まれた自然環境、伝統・文化等の地域資源を活かし、山村地域に滞在して農林漁業体験や地場農産物を使った郷土料理を楽しむ等のグリーン・ツーリズムの推進や観光農園、市民農園等の整備により、都市住民と

の交流を促進するとともに、都市部の消費者との連携を強化するため、通信販売やインターネットなどを活用した直売等の販路拡充に努め、新たな農業関連産業等の起業を促進し、農業の活性化を図ります。

イ 林業について

戦後の積極的な造林による人工林が伐期を迎えることから、県産材の安定した供給体制の整備や木材の生産・流通・加工に至る一貫した流通システムの確立を図ります。

県産材利用の拡大は、林業や山村地域の振興をはじめ、森林整備につながることから、住宅建築や各種公共施設等の新設及び改築等において県産木材の積極的な利用促進に努めます。

また、本県は全国有数のきのこ生産県であるが、まいたけなど菌床栽培きのこの大手企業による生産拡大、競争の激化、また食の安全に対する消費者の関心が高まるなか、食の安全に対する生産者の自主管理意識の高揚を図り、消費者ニーズにあった「安全・新鮮きのこ」を目指して生産、供給できる体制の整備を進めます。

ウ 地場産業の振興について

地場産業の振興にあたっては、繊維・木製品・食品関連等の各種産業において振興山村の特性を活かして、製品の高品質化・高付加価値化を図るとともに、地域資源の活用による消費者ニーズに適合したぐんまブランドとなるような新製品の開発を促進します。そのため、技術力の向上、設備の近代化・合理化等による生産体制の整備、企画開発力の強化、マーケティング力・販売力の強化とこれらを支える人材の確保・育成などの施策を展開していきます。また、海外での販路を含め、その拡大を図ります。

エ 企業の誘致活動について

本県の振興山村では、豊かな自然や水、温泉をはじめとする観光等その地域の特性や資源を情報発信し、企業誘致に取り組んできました。安定した就業の場の確保は、若者定住やU J I ターンの促進に大きく寄与することから、今後も山村振興法、農村地域工業等導入促進法、低開発地域工業開発促進法、工業再配置促進法等を積極的に活用し、地域の特性や資源を活かした企業の誘致に努めます。なお、企業の誘致においては、振興山村の自然や景観等の保全に十分留意します。

オ 創業の促進について

振興山村においても、交通通信体系の整備やインターネット等の情報通信技術の飛躍的進歩により、新たな企業活動の場としての条件が整いつつあることから、引き続き相談体制の整備や融資制度等により、振興山村において仕事を生み出そうという意欲ある創業者への総合的な支援を積極的に行います。

カ 商業の振興について

振興山村内の商業の存続・活性化を図るため、各種融資制度等の活用を促進するほか、振興山村住民のニーズを踏まえ、高齢化への対応を含めての消費者に対するきめ細かいサービスの提供などにより、生活者に対応した商業の振興を推進します。

なお、地域住民だけでなく、地場産業や観光・レクリエーションの振興、都市との交流と連携を強化し、地場製品の販売も含め消費の拡大を図り、商業の振興を図ります。

キ 観光又はレクリエーションについて

振興山村を魅力ある観光・レクリエーションの場としていくため、本県の振興山村が大都市圏に近接するという有利な立地条件を十分に活かし、交流滞在型観光に視点を置き、振興山村の持つ自然や景観、歴史や文化、温泉、食などの地域資源の活用や農林業との連携を図りつつ、農山村と都市の交流の場、自然とのふれあいの場として整備していくとともに、グリーン・ツーリズム等の体験型の観光の推進を図ります。

主な施策

- ・ 高収益作物の導入、加工品の開発や商品化、産直等による経営多角化の推進
- ・ 農林水産物の加工・販売による高付加価値化及び安定供給体制整備の推進
- ・ 作業の効率化、労働負荷の軽減等に必要となる機械・施設の整備の推進
- ・ 農林水産業における多様な担い手の確保・育成や就労環境改善
- ・ 酪農ヘルパーやコントラクターなど経営支援組織の育成・活用
- ・ 農地利用集積や農作業受委託などによる効果的な生産の推進、森林施業の集約化の推進
- ・ 相談体制の整備や融資制度による創業支援の推進
- ・ グリーン・ツーリズム等の体験型観光の推進

(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

本県振興山村の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図ります。

主な施策

- ・ 地域ブランド品となるような地域の特性を生かした特産物の生産振興
- ・ 繊維・木製品・食品関連等の地場の農林水産物を活用した加工業及び販売業の導入促進
- ・ 木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用の推進
- ・ 観光業の振興

- ・ 企画開発、マーケティング、販売等の強化など山村の振興に寄与する人材の育成及び確保のための支援策の推進

(6) 文教施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、史跡、遺跡、民俗文化財の他、方言や伝統芸能といった固有の歴史的・文化的遺産を数多く有しているが、児童生徒数の減少により小規模校・少人数学級が増加しており、一人ひとりに対するきめ細かな教育ができる反面、多様な考え方に触れさせたり学習意欲を向上させたりすることが難しいなどの問題を生じる場合もあります。社会の国際化や情報化、あるいは少子化の中で、一人ひとりが豊かな心を培い、たくましく生きる力を身につけられるよう、公立小中学校の教育施設の整備や教職員の養成・確保など振興山村の教育環境の改善に一層努めます。

また、豊かな自然環境や地域の特色を生かした学校経営を進め、教育内容・学習方法を工夫するなど、振興山村の実情に配慮しつつ、社会の変化に対応した教育の推進を図ります。さらに、振興山村外に居住する子ども達に対する自然体験・生活体験の学習の場を提供する観点にも配慮し施策を展開します。

主な施策

- ・ 教育環境の整備、生涯学習の推進
- ・ 小中学校の校舎等整備
- ・ 公民館や体育・スポーツ施設等の整備
- ・ 史跡、遺跡、民俗文化財等の歴史的、文化的遺産の保存・継承

(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項

人々の価値観が多様化し、新しいライフスタイルの実現を求めた様々な動きがある中で、振興山村における生活基盤の整備は、「豊かさ」や「ゆとり」を実感できる地域住民の生活条件の向上だけでなく、若年層の定住促進や都市住民との交流による活力ある地域づくりを推進します。

このため医療体制の充実、保健福祉の向上、上下水道施設、消防防災体制等の整備について計画的かつ効率的に推進します。

ア 簡易水道、下水道処理施設等の整備

① 簡易水道

未整備地区の早期整備を図るとともに全世帯への普及を目標に整備する。また、上水道への統合や、簡易水道間の合併等広域化を含めた整備を今後も促進していきます。

② 下水処理施設等

群馬県汚水処理計画及び各町村の策定する生活排水処理基本計画に基づき、地理的状況や経済性・実現性を勘案し、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等の各種の方法により積極的に整備を進めます。公共下水道については、過疎地域における主要な施設を建設する県代

行制度を活用しながら整備を促進します。

③ し尿処理及びごみ処理施設

し尿処理及びごみ処理施設の整備については、各町村の策定する生活排水処理基本計画及びごみ処理基本計画に基づき、計画的かつ広域的な整備を図ります。

イ 消防防災体制の整備

① 防災体制等の整備

災害に強い安全な地域社会をつくるために、自主防災組織の育成・強化を推進します。また市町村防災行政無線の整備については、未整備地域の解消を進めるとともに、デジタル化を図り情報の多様化への整備を進めます。

② 消防体制の充実

振興山村の消防体制については、消防力の充実、水利施設の確保、人材の育成・確保等について広域市町村圏の整備計画を基本としつつ、市町村合併の動向を見ながら、広域消防体制の更なる拡充強化を図ります。

③ 広域救急体制の充実

救急体制の広域化は、広域消防体制の一環として充実させるものとし、本県においては県内全域をネットワークする救急医療情報システムの効率的運用と情報の充実を一層促進し、振興山村においてもシステム活用による患者の症状に応じた至近病院・診療所への的確かつ迅速な輸送体制の強化を図ります。

ウ 保健及び福祉の向上及び推進

子ども達の資質向上や健全育成に当たり、保育所、児童館、認定こども園等の児童福祉施設の整備については、子どもの数や子どもを育てる社会環境の変化等を考慮し、地域特性や多様化するニーズを的確に捉え、地域の実情に即した質的充実を図るとともに、児童相談ネットワークづくりの推進など良好な子育て環境の整備に努めます。

さらに、振興山村における少子化対策を積極的に進めるとともに、地域全体で子育てを支援する環境作りを推進します。

また障害を持つ人たちが社会の一員として地域の中で自立し、積極的に社会活動に参加して生きがいのある暮らしができるよう、職業生活における自立の促進、在宅福祉や施設福祉の充実に努めます。

エ 医療の確保

振興山村における医療確保のため、「群馬県保健医療計画」に基づき、二次保健医療圏を単位とした保健医療資源の効率的かつ適正な配置や保健医療施設間の機能連携を進めるとともに、特定診療科を含めた広域的な保健医療供給体制システムの整備を推進します。

特に振興山村においては、診療所の医師確保や施設、設備の充実、へき地医療支援機構による代診医の派遣調整、及びへき地医療拠点病院との連携に努めます。

さらに、高齢者等の健康を保持するため、保健福祉事務所や県医師会等による保健予防活動の充実に努めます。

オ その他

振興山村においては、公営住宅や特定公共賃貸住宅等の整備により、質の高い居住水準の確保を図るほか、ハード面での整備のみならず、若者や高齢者の生活ニーズに対応したソフト面での生活環境対策の充実に努めます。

主な施策

- ・ 地域の実情に応じた水道施設、污水处理施設の整備
- ・ 消防用設備の整備充実の促進
- ・ へき地医療拠点の整備及び医師の確保
- ・ 患者輸送車、ドクターヘリなどの整備の推進、患者輸送体制の充実
- ・ 地域における健康づくり活動の促進と母子保健サービスの充実
- ・ 保育サービスの充実等安心して子どもを産み育てられる環境づくりの促進

(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項

高齢者の保健及び福祉の向上及び増進は、「群馬県高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者が社会的資源としてその経験や能力を生かせるよう「高齢者自身が原動力になる高齢社会の実現」を目指すとともに、高齢者が長寿に恵まれ生涯を通して生き生きと生活できるよう「だれもが安心して年をとれる福祉社会の実現」を基本的な政策目標とし、すべての高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるために、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ります。

また、高齢者ができるだけ自立しつつ、適切な介護サービスが受けられるよう、介護予防対策や地域リハビリテーション体制の整備に加え、介護給付等対象サービスに従事する者の確保及び介護施設の整備等の施策を推進します。

主な施策

- ・ 介護予防対策や地域リハビリテーション体制整備の推進
- ・ 人材育成や施設整備等の介護サービスの供給体制の整備
- ・ 生涯学習や生涯スポーツなどの振興や健康づくり対策の推進

(9) 集落整備施策に関する基本的事項

今日、人口の減少や高齢化の著しい集落では、産業・生活・文化面における集落機能が低下し、機能の維持、ひいては集落自体の維持が困難な状況が出てきています。

そのため本県の振興山村における集落整備施策については、地域社会を健全に維持していくために集落内の基礎的な生活基盤の整備を図るとともに、集落の機能や集落間の相互補完の関係の強化を図ります。なお、振興山村の農山村集落は、地球環境や国土保全に重要な役割を果たす森林や農地を適切に維持管理する農林業の担い手であることを考慮し、将来的な集落の動向を把握し適切な対策を講じます。

主な施策

- ・ 農林業をはじめとする産業振興、都市との交流や移住・定住の促進、生活環境の整備、伝統工芸・芸能の活性化や人材育成等を通じた集落機能の維持活性化
- ・ 小さな拠点づくりによる日常生活機能等の確保と地域内ネットワークの強化

(10) 国土保全施策に関する基本的事項

本県の振興山村においては、従来から国土保全機能を通じて下流域における洪水等の災害を緩和するとともに、農業・工業用水の供給及び下流域住民が使用する生活用水の供給といった国民が安全で快適な生活を営むうえで大変重要な役割を果たしてきました。

こうしたことから、振興山村の住民の生命及び財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともに、振興山村が持つ国土保全や水資源のかん養といった多面的機能と自然環境の保全のため、振興山村における治山、治水、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等のハード事業並びに地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト事業に総合的に取り組みます。

主な施策

- ・ 県土の保全や水源のかん養を図るため、治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進
- ・ 土砂災害、洪水、津波などによる被害を防止するため、治水、砂防、海岸保全等の推進、またダムによる洪水調節機能の強化と安定的な水資源の確保
- ・ 防災マップの作成、防災訓練の実施などの実施

(11) 交流施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、美しい農村景観や豊かな自然環境、地域に暮らす個性豊かで元気な人々とのふれあいを求めて訪れる多くの都市住民に「安らぎ」や「癒し」の場を提供している、県民共有の財産です。

そのため人口が少なく高齢化が進む振興山村において、地域住民自身が誇りや自信を持って生活していくために、地域の特性に応じたグリーン・ツーリズム等を推進し、都市住民等との多彩な地域間交流を積極的に推進します。

また、振興山村への移住定住の促進に向け、交流施設の整備を進めるとともに、地域と移住者を繋ぎ、地域のまとめ役となるような人材の育成をはじめとする環境整備を推進します。

主な施策

- ・ グリーン・ツーリズムの推進及び人材の育成
- ・ 自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全
- ・ 保健・休養、体験学習、レクリエーションなど、森林の総合的利用の推進

- ・ 移住者が定住できるよう地域と移住者を繋ぐ人材の育成

(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

本県の振興山村における森林、農用地等の保全施策については、森林や農用地の持つ木材生産、農業生産等の経済的機能や、県土の保全、水源かん養、景観保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、必要な森林や農用地の確保を図るとともに、森林や農用地の有する諸機能が最高度に発揮されるよう、その整備を図ります。

ア 農業地域について

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。

農業地域においては、農用地が食糧供給源として最も基礎的なものであるとともに、その特性により良好な生活環境や自然環境の構成要素でもあるので、現況農用地は極力その保全と有効利用を図ります。

なお、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。）として、今後新たに必要な農用地を計画的に確保、整備します。

イ 森林地域について

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、県土の保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるよう、その整備を図ります。

主な施策

- ・ 計画的な森林整備、またはこれらの施策に必要な路網整備の推進
- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備等による農地の保全
- ・ 農林水産物の高付加価値化等の利活用と併せた森林・農用地の保全推進

(13) 担い手施策に関する基本的事項

本県では、近年農林業を担う従事者の高齢化や、減少傾向が続いており、農業、林業経営を活性化するためには、意欲と能力を持った地域の原動力となるような担い手の育成と確保を積極的に推進する必要があります。

また、女性や若者が就業しやすい環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進めるなど、女性や高齢者のマンパワーの活用や役割の付与を促進します。

ア 農業について

生産者から経営者への意識改革により、経営感覚に優れた農業経営者を育成し、意欲ある新規就農者の円滑な就農やその後の経営安定を総合的に支援します。また、教育機関における農作業体験学習等を通して農業啓発を図り、広く次世代の担い手を育成します。

イ 林業について

林業においては、林業労働者の雇用条件を改善しつつ、基金運用益による退職金掛金補助等の整備に加え、群馬県の林業そのものに経営戦略的性格を持たせることにより、林業労働力の確保、育成及び定着を図るものとします。

主な施策

- ・ 認定農業者や農業生産法人等地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- ・ 地域の森林経営を推進する林業経営体の確保・育成と新規参入の促進
- ・ 就労条件等の改善や研修等による林業従事者の確保・育成
- ・ 女性の能力を發揮した活動の支援、高齢者の活動の場の確保

(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

本県の振興山村における鳥獣被害防止対策については、地域の被害実態や有害鳥獣の生態を的確に把握しつつ、効果が高く経済的な被害防止対策を持続的に取り組むための人材育成と「地域ぐるみ」の取り組み体制を構築します。

主な施策

- ・ 生息環境の整備や計画的な個体数管理などの保護管理対策による地域個体群の安定的な維持、人身被害の防止及び農林業被害の軽減
- ・ 捕獲従事者や技術指導者の育成
- ・ 防護網等の設置や忌避剤の散布等による農林業被害防止

(15) その他施策

元気な地域づくりに向けた多様な地域間連携を促進するため、複数の市町村あるいは市町村を構成員に含む団体等が連携して実施する地域づくりのための特色ある事業について支援を行います。

また、地域に住む若者や女性が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動の展開がなされるよう、住民・NPOと行政等の協働による地域づくりが取り込まれるよう支援を行います。

主な施策

- ・ 食文化、伝統芸能等の伝承の支援
- ・ 地域住民活動を推進する人材の育成推進
- ・ 起業支援

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、県政運営の基本方針である第14次群馬県総合計画「はばたけ群馬プラン」（平成23年3月）を作成し、「先人から受け継いできた『群馬の限りない可能性』を大きくはばたかせる」を基本理念として各種施策の推進に取り組んでいます。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域にも指定されており、群馬県過疎地域自立促進方針（平成22年8月策定）に基づき群馬県過疎地域自立促進計画及び市町村過疎地域自立促進計画が策定されています。

振興山村施策の推進に当たっては、これらの計画等との整合を図りながら積極的かつ効果的な施策の展開を図るものとします。